

原議保存期間	5年(令和13年3月31日まで)
有効期間	一種(令和13年3月31日まで)

関東管区警察局長 殿

各都道府県警察の長

(参考送付先)

府内各部課長

各附属機関の長

各地方機関の長

警察庁丙組一発第23号、丙刑企発第68号

丙企画発第74号、丙生企発第97号

丙交企発第117号、丙備企発第103号

丙サ企発第97号

令和7年12月23日

警察 庁 刑 事 局 長

警 察 庁 長 官 官 房 長

警 察 庁 生 活 安 全 局 長

警 察 庁 交 通 局 長

警 察 庁 警 備 局 長

警 察 庁 サ イ バ 一 警 察 局 長

組織犯罪対策推進上の業務管理等の徹底について（通達）

今般、警視庁において、組織犯罪の取締りに従事していた暴力団対策課の職員が、捜査対象となっている匿名・流動型犯罪グループ（以下「匿流グループ」という。）の関係者に捜査情報を漏えいしたとして、地方公務員法違反容疑で逮捕・起訴される事案が発生した。

全国警察を挙げて匿流グループ対策を推進する中で、このような事案が発生したことは、警察に対する国民の信頼を著しく損なうものであり、誠に遺憾である。

匿流グループをはじめとする犯罪組織の弱体化及び壊滅に向けた取締りを推進する中で、現場捜査員が、犯罪組織の構成員又はそれらと密接な関係を有し、若しくは有する可能性がある者（以下「構成員等」という。）との接触又は連絡（以下「接触等」という。）を行う場合には、捜査情報等の入手を企図した構成員等により捜査員が取り込まれるなどの危険性が存在しているが、これは情報収集活動のみならず、事件捜査や行政命令等あらゆる警察活動にも共通するものである。

今般の事案では、その危険性についての捜査員等の認識や危険性を踏まえた業務管理等が不十分であったことが判明しているところ、各位にあっては、同種事案の絶無を期すため、改めてその危険性を強く認識した上で、下記の事項に特に留意し、業務管理、人事管理、情報管理等を徹底されたい。

記

1 業務管理及び人事管理

(1) 適格性を備えた捜査員の選任

構成員等と接触等を行う捜査員の選任に当たっては、身上実態のほか、平素における勤務実態、捜査経験等を踏まえ、正義感、責任感、倫理観、捜査能力等の資質についてあらゆる観点から十分検討して行うこと。

(2) 接触等の組織的管理

所属長は、捜査員が構成員等との接触等を行う場合には、事前の報告を求めた上で、接触等の危険性について注意喚起を行うほか、原則として複数人で接触等を行うことなど、捜査情報等を保全するために必要な指示をすること。接触等の後には、その結果についても報告を求め、指示した事項の遵守状況を含め、構成員等との接触等の具体的な状況を確認すること。

また、構成員等から捜査員に接触等があった場合や、物品の提供又は供応の申出があった場合をはじめとする特異な接触等についても報告を求めることとし、報告を受けた場合には、以後の当該構成員等との接触等の適否について慎重に検討し、必要な措置を講じること。

このほか、平素から定期的に又は必要に応じて捜査員に対する個別面接を実施し、構成員等との接触等の状況を点検すること。

(3) 身上実態把握の徹底

所属長は、情報漏えいの疑い又はその予兆を的確に捉えるため、平素から捜査員の身上実態の把握に努めることはもとより、所属内外における風評を積極的に把握するなど、幅広い情報の収集に努めること。

2 特異な状況を認知した場合の対応

所属長は、捜査員の適格性を常に検証し、その適格性に疑義が生じた場合には、直ちに徹底した調査を行い、問題がある捜査員については適切な人事措置を講じること。

3 情報管理の徹底

構成員等から入手した情報をはじめとする捜査情報等については、業務上必要のない他の捜査員に知られることのないよう、共有範囲を限定するなど、保秘の徹底を図ること。

4 接触等の組織的管理等の徹底に係る指導教養

構成員等との接触等には、捜査員が相手方に取り込まれて不適切な関係に発展する危険性があることについて、平素から捜査員に注意喚起を行いつつ、接触等が確実に組織的管理の下で行われるよう効果的な指導・教養を行うこと。